

部門	視点	NO	項目	レベルアップ内容*
エコアクション(環境活動)部門	庁内事務活動における環境配慮	A101	本庁舎や分庁舎におけるオフィス活動における省エネ・省資源、廃棄物発生抑制・削減、リサイクル、自然エネルギー利用、グリーン購入などを実施するとともに、関係法令を遵守している	関係法令の洗い出し
		A102	学校、保育園など教育・保育部門での省エネ・省資源、廃棄物発生抑制・削減、リサイクル、自然エネルギー利用、グリーン購入などを実施するとともに、関係法令を遵守している	関係法令の洗い出し
		A103	公民館、図書館、市民会館など、市民利用施設での省エネ・省資源、廃棄物発生抑制・削減、リサイクル、自然エネルギー利用、グリーン購入などを実施するとともに、関係法令を遵守している	関係法令の洗い出し
		A104	病院、保健所、高齢者福祉施設など、医療福祉部門での省エネ・省資源、廃棄物発生抑制・削減、リサイクル、自然エネルギー利用、グリーン購入などを実施するとともに、関係法令を遵守している	関係法令の洗い出し
		A105	消防庁舎、上下水道施設、清掃工場、給食センターなど供給処理施設の事務部門における省エネ・省資源、廃棄物発生抑制・削減、リサイクル、自然エネルギー利用、グリーン購入などを実施するとともに、関係法令を遵守している	関係法令の洗い出し
		A106	公用車利用による環境影響の抑制(職員の勤務中の公用車利用の抑制、低公害車の導入や自転車の利用など)を実施している	
		A107	職員の通勤時の直接的環境影響の低減(マイカー使用の抑制、公共輸送機関や自転車の使用など)を実施している	
		A108	庁舎・施設内に常在する者(施設管理者、食堂・売店スタッフ等)への環境配慮の要請を実施している	
		A109	庁舎・施設へ出入りする事業者への環境配慮の協力要請を行っている	
		A110	A101～A109の取り組みに関連する独自の数値目標を、5つ以上設置している	
エコマネジメント(環境経営)部門	環境を意識した行政運営	B101	環境面での取り組みの基本方針を定めており、職員がそれを認識・理解している	
		B102	事務活動に伴う環境への影響の内容を把握し、職員がこれを認識・理解している	
		B103	組織や職員が環境に関する目標(独自目標)について、認識・理解している	
		B104	環境への取り組みに関する組織体制・責任体制が明確になっており、職員が組織上の役割を認識・理解している	
		B105	庁内事務活動の環境への取り組みに関する部門間の協議組織が設置されており、これが定期的開催されている	
		B106	すべての職員が環境に関する教育を定期的に受けている	
		B107	首長と環境に関する協議組織が、環境マネジメントシステムに関することや環境政策全般について定期的に協議している	
		B108	事務活動に伴う環境負荷の発生量(CO ₂ の排出量、エネルギーや水・紙の消費量、ごみの排出量など)を定量的・定期的に把握している	指定管理者運営施設も報告
		B109	各職場において独自の環境配慮の工夫をしている	各職場における取り組み目標の設定・実行・評価
		B110	B101～B109の取り組みに関連する独自の数値目標を、1つ以上設置している	
エコガバナンス(環境自治)部門	政策・事業内容やプロセスの公開	C101	環境に関する取り組みの基本指針または宣言について一般に公開・提供している	
		C102	環境に関する目標の達成状況に関する情報を定期的に公開・提供している	
		C103	環境に関連する計画(環境基本計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、ごみ処理基本計画など)の内容を公開・提供している	
		C104	環境に関連する計画(環境基本計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、ごみ処理基本計画など)の策定・運用にあたり、途中経過を率先して公開・提供している	
		C105	環境を保全・改善する施策・事業(公園・緑地整備、水辺整備など)について、その内容を公開・提供するしくみがある	
		C106	主要な公共事業(道路等の建設、ごみ処理施設建設、宅地造成・公共施設建築など)について、環境に影響を与える内容(騒音・振動、自然の減少など)を公開・提供するしくみがある	
		C107	C101～C106の取り組みに関連する独自の数値目標を、1つ以上設置している	

* レベルアップ項目: 判定申請時には実施していなくても良いが、第1ステージ合格後取り組むことが望ましい内容